

コムギなまぐさ黒穂病の 分割評価について (令和4年産から適用)

近年道内各地で発生しているコムギなまぐさ黒穂病について、北海道農政部技術普及課が発行する「コムギなまぐさ黒穂病Q&A（第2版追補・令和3年2月版）」で有効な薬剤防除方法が示されたことから、組合では以下のとおり分割評価基準を定め、令和4年産以降の秋播小麦と春播小麦（初冬播栽培）に適用します。

なお、コムギなまぐさ黒穂病に有効な薬剤防除方法は以下のとおりとします。

- ①ベフランシードフロアブルによる種子消毒
- ②フロンサイドSCによる茎葉散布
- ③チルト乳剤25による茎葉散布
- ④チルト乳剤25による茎葉散布（無人航空機）

1. コムギなまぐさ黒穂病が発生した耕地で、その一部でも、前年産または前々年産にコムギなまぐさ黒穂病が発生していたことが確認された場合は、コムギなまぐさ黒穂病に有効な薬剤防除を実施した場合でも60%以上の分割を適用します。
2. 過去に一度もコムギなまぐさ黒穂病が発生したことがない耕地に対する分割評価の適用基準は以下のとおりとします。

表1. 初発圃場に対する分割評価割合表

種子消毒及び茎葉散布による防除を実施	種子消毒または茎葉散布による防除のいずれかを実施	種子消毒及び茎葉散布による防除を実施していない
0%	10%	30%

※ここでいう種子消毒及び茎葉散布は、上記コムギなまぐさ黒穂病に有効な薬剤またはコムギなまぐさ黒穂病に有効な薬剤以外でも、道が定める「北海道農作物病害虫・雑草防除ガイド」において、大粒菌核病、黒色小粒菌核病、褐色小粒菌核病、紅色雪腐病、褐色雪腐病のいずれかに効果があるとして記載されている薬剤により行われている場合であれば可とします。

3. 3年以上の輪作（小麦作付けの後、2年以上小麦以外の作物を作付けする。）をした耕地で、過去にコムギなまぐさ黒穂病が発生した耕地を含む場合については、以下の分割評価割合表を適用します。

表2. 既発圃場に対する分割評価割合表

上記のコムギなまぐさ黒穂病に有効な薬剤防除方法のうち			
「①と②」または「①と③」または「①と④」を実施	②～④のうちいずれかを実施	①のみを実施	全て実施していない
0%	10%	20%	30%